

坂本サトル アコースティック コンサート

開館 20 周年記念
田尻文化センター自主事業

日時 11月4日(土)
PM6:00 開場
PM6:30 開演
場所 田尻文化センター
入場料 全席指定(前売券)
一般 2,000円
高校生以下 1,500円
(当日券各 500円増)

プレイガイド
田尻文化センター、市民会館、
岩出山文化会館、鳴子公民館、
三本木公民館、松山公民館、
鎌田記念ホール、加護坊温泉
さくらの湯で好評発売中。

スタッフ募集
コンサート当日、会場誘導や
チケットもぎり、舞台準備など
のお手伝いをしたい方だけのボ
ランティアスタッフを募集して
います。詳しくはお問い合わせ
ください。

坂本サトル(プロフィール)
1967年4月生まれ。青森県南
部町出身。学生時代を仙台で暮
らす。2004年 塩釜女子高等学
校の依頼により在校生の作った
卒業生を送る詩に曲をつけたシ
ングル「別れの時」発売。同年
シングル「夜空に咲いた花」発売。
売り上げの一部は仙台花火大会
へ寄付。2005年 本間秋彦氏と
の共同制作により東北楽天ゴル
フ「Dream of EAGLES～夢を
かなえて～」発売。



田尻文化センター
☎39-2551

大崎市 市民活動 サポートセンター

施設・設備の提供
相談
情報の提供
交流と連携の推進
人材育成
調査及び研究

市民活動サポートセンターは、大崎市の目指す「市民と協働のまちづくり」を積極的に推進するために、市民の「自主的かつ自発的」に行う「営利を目的としない」、「公益的な活動」を総合的に支援し、活力ある地域社会の創造に寄与するための施設として設置されています。

市民活動サポートセンターは、大崎市が設置し、指定管理者であるNPO法人宮城マネジメント協会が管理運営をしています。多様化する市民ニーズに対応したサービスと、合併後の市の中間支援施設としての機能が

1. 主な業務
 - ①市民活動促進のための施設・設備の提供 会議室、事務ブース、団体専用書類保管庫の貸出しや、交流フロアの開放、コピー機や印刷機の利用受付を行います。
 - ②市民活動に関する相談 個人の市民活動参加や市民活動団体の運営、法人格取得に関する相談・助言などを行います。
 - ③市民活動に関する情報の提供 県内のNPO法人や市民活動団体の活動内容、各種イベント、募集情報、「市民活動だより」の発行などの情報の提供のほか、行政のNPO法人・市民活動関連施策や基本方針の公開、企業からの情報発信など、市民活動の普及・啓発活動を行います。
 - ④市民活動に関する交流と連携の推進 市民活動団体間の交流やネットワーク形成が図れるよう、情報交換会などを開催していきます。

施設名	内容	料金
1階 交流フロア	情報誌やイベント情報などの掲示をしております。活動の成果の発表・展示の場としても利用できます。	無料
3階 大会議室	研修会・会議・講演会などに利用できます。収容人数70人。	250円/1時間
4階 小会議室	打ち合わせや簡単な作業などに利用できます。研修会・会議・講演会などに利用できます。収容人数30人。	250円/1時間
印刷機・コピー機	情報誌、チラシなどの印刷に利用できます。	有料
事務ブース	簡易事務室として利用できます。	一回100円
書庫保管庫	事務用品などを収容できます。	1か月200円

2. 施設の内容
 - ⑤市民活動に係わる人材育成 各種研修会(総務・財務・人材・組織・団体運営マネジメントなど)や担当者研究会を開催していきます。
 - ⑥市民活動に関する調査及び研究等 市民活動団体の公益活動実態把握やデータベースの作成を行います。
3. 利用条件
 - 非営利活動を行う団体及び個人
 - NPO・市民活動団体調査
 - 現在NPO・市民活動団体を対象に、団体の現状についての調査を行っています。
 - 前回の調査データを基に調査カードをお送りしていますが、届いていない団体、記入の仕方がわからない場合などは、お問い合わせください。



70歳以上の現役並み所得者の自己負担割合
平成18年9月まで 2割
平成18年10月から 3割

※ただし、同一世帯で七十歳以上の全員の収入の合計が五百二十万円未満(一人だけであれば三百八十三万円未満)の場合、申請により一割に変更になります。(該当すると思われる人には通知していません。)

今回の改正は、急速な少子高齢化の中で、医療費制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営を確保するために、医療給付の伸びと国民の負担との均衡を確保するためのものです。

◎ 保険給付課 ☎23-6051

高齢者の自己負担割合

七十歳以上または老人保健で医療を受ける人のうち、現役並みの所得のある人は、医療機関に支払う自己負担割合が二割から三割に引き上げられます。

平成18年10月1日から 国民健康保険と 老人保健の 自己負担等が 変わります

図1 高額療養費に係る自己負担限度額

70歳以上の人(老人保健対象者も含む)		70歳未満の人	
区分	自己負担限度額	区分	自己負担限度額
現役並み所得者	44,400円	上位所得者	150,000円+〈医療費-500,000円〉×1% (83,400円)
一般	12,000円	一般	80,100円+〈医療費-267,000円〉×1% (44,400円)
低所得者(住民税非課税)	8,000円	低所得者(住民税非課税)	35,400円 (24,600円)
			II 24,600円 I 15,000円

※カツコ内の金額は、一年に三回以上高額療養費(高額医療)の支給を受けた場合の四回目以降の自己負担限度額です。人工透析を必要とする七十歳未満の上位所得者、老人保健で医療を受ける人は除くについては、自己負担限度額が一万円から二万円に引き上げられます。

図2 療養病棟に入院する70歳以上の高齢者の食費・居住費の負担額(月額)

区分	自己負担額合計	うち食費+居住費
現役並み所得者	134,000円 (96,000円)	52,000円
一般	94,000円	52,000円
低所得者II	55,000円	30,000円
低所得者I②	37,000円	22,000円
低所得者I①	25,000円	10,000円

療養病棟に入院する七十歳以上の人は、これまで食費相当のみを負担していましたが、今回の改正で食費(食料費・調理コスト相当)と居住費(光熱水費相当)を負担することになります。(図2)

出産育児一時金
国保被保険者が出産したときに受けられる出産育児一時金の支給額が、現行の三十万円から三十五万円に引き上げられます。また、出産資金として市が被保険者に代わって医療機関に直接支払う制度もあります。詳しくはお問い合わせください。

大崎市誕生記念
男女共同参画推進講演会
市が推進する男女共同参画について、内閣府の男女共同参画会議議員でテレビでもおなじみの住田弁護士から講演をいただきます。

「おおきくさかせよう きぼうの花」
～市民総参加のまちづくりを目指して～

日時 11月18日(土) 午後1時～3時
会場 岩出山文化会館(スコレハウス)
内容 演題「輝く未来へステップアップ」
講師 住田 裕子 弁護士
入場料 無料(整理券が必要ですが)
定員 450人(応募者多数の場合は抽選)

住田 裕子 弁護士

申し込み 往復はがきの往信に①住所②氏名③年齢④電話番号を、返信に申込者の①郵便番号②住所③氏名を書いて、〒989-6188 古川七日町 1-1 大崎市役所男女共同参画推進課「住田弁護士講演会」係へ申し込み。
※はがきが入場整理券となりますので、必ず1人1枚でお申し込みください。はがきへの記入不備、1人で複数枚の申し込み、1枚に連名での申し込みは無効とさせていただきます。
締切り 10月20日(金) 必着

男女共同参画推進課 ☎23-2169